

## 高砂市ごみ処理施設設置に係る連絡協議会設置要綱

(設置の目的)

第1条 高砂市梅井6丁目に計画している高砂市、加古川市、稲美町、播磨町の二市二町共同による広域ごみ処理施設（以下「広域ごみ処理施設」という。）の設置に関する諸課題について、相互理解を深め、情報の共有、意見交換を図るため、広域ごみ処理施設設置連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、広域ごみ処理施設の設置に関することについて協議する。

(組織)

第3条 協議会は次に掲げる団体等の役職にある者で、各団体からの推薦を受けた者で組織する。

- (1) 高砂市連合自治会
- (2) 伊保連合自治会
- (3) 曾根連合自治会
- (4) 高砂市連合婦人会
- (5) 高砂市老人クラブ連合会
- (6) 高砂商工会議所
- (7) 高砂青年会議所
- (8) 伊保漁業協同組合

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長、副会長を置く。

- 2 会長及び、副会長は協議会員の互選によって定める。
- 3 会長に事故ある時は、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は会長が招集し、会議の議長は、会長が行う。

- 2 会議は原則として公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、高砂市生活環境部（広域ごみ処理施設建設推進室）に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年 7月 8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 7月 18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 1月 1日から施行する。